

討論

*1

※会派を代表する討論の場合は、会派名を記載しています。



議第16号平成24年度三条市一般会計補正予算について、震災がれき受け入れに對しては地元住民や市民の理解が得られていない。地元住民や市民から放射能に對する不安や風評被害、農業用水への懸念が聞かれる。市長は説明会で市民の声を聞くべきである。

技術アドバイザーの木村真三氏は、「一番怖いのはばい煙であり、バグフィルターで99%以上除去できるか確かめるために試験焼却をさせてほしい」と言った。三条市は実験台ではない。

専門家から最終処分場が適正であるかどうかの検証が必要との指摘がなされた。がれき受け入れ以前の問題であり、安全が確保されることが最優先課題である。

県知事と三条市長との震災がれきの見解に違いがある。双方で協議をしてから判断しても遅くはないことから、一般廃棄物最終処分場整備事業費充当債1390万円、歳出の衛生費3064万1000円に對して反対する。

請願第29号東日本大震災瓦れき処理に關する安全確保と情報公開を求める請願について、がれき特措法は福島等の暫定基準を全国に拡大しており疑問が多い。セシウムがバグフィルターで除去できるとの環境省の説明も総量収支では根拠がない。

広域処理の前に一般ごみ処理でも高レベル廃棄物が発生し、全国でも慎重な自治体が多い。新政クラブは島田市の視察をしたが大植町では手作業で分別したはずの木質系チップの中にコンクリートが混入しており、まだ課題を残している。

県と市の違いは低線量被曝晩発性障がい確率的影響への見解にある。これが他のリスクと比べて小さいと無視するかどうかは十分な検討が必要である。

請願署名は既存の団体でない若い世代が連携して約八千筆の署名を集約した特徴を見るべきである。大植町の被害と要請は認識しているが、三条市より被曝が大きい地域にあり市民理解と安全安心の確保が大前提となる。正しく慎重に検討する姿勢が求められる。分からないが多分大丈夫という問題ではないので請願は採択すべきである。

日本共産党議員団

議第16号平成24年度三条市一般会計補正予算について、風水害、子ども医療費助成など市民生活に必要なもので反対ではないが、予算の中で3064万1000円は東日本大震災の災害廃棄物を試験焼却するため反対である。理由は、がれき処理について、焼却場の地元から「我々はモルモットではない。被害が出てからでは遅い」など怒りの声があり、市民からも不安の声が上っている。住民の合意を得てから行うのかという再三にわたっての質問に、市長からは住民の理解、合意を得た上で行うという明確な答弁はなかった。住民の合意が得られぬまま強行することは市民を混乱させることになりかねない。また、本来放射能汚染の問題は国と東電が責任をもって当たるべきで、自治体に押しつけることではない。国の安全基準を抜本的に見直すなどを求めることが先であり、勇み足に行うことではないと考え反対する。

請願第29号東日本大震災瓦れき処理に關する安全確保と情報公開を求める請願は、委員会では不採択であったが、不安払拭のためには大事であり採択すべきである。

安全を確認して市民に理解を得るよう努力する。焼却灰の埋め立てについては三重の防護策を実施する予定である。100ベクレル以下という数値は、一般廃棄物のレベルであり、国の法制上でも問題のない数値である。

問大植町は震災廃棄物の受け入れを望んでいるのか。新潟県内にも岩手県より高い放射線セシウム濃度が検出されている。ごみ焼却場があるが、県知事の一連の発言をどう受け止めているのか。吸着ネットなどの安心対策に對して県はいろいろ口を出してくるが、費用負担はしないのか。

答大植町長は「がれきの山が防潮堤建設や水産加工業の操業再開の妨げになっている。がれき処理は自助努力だけでは追いつかない。広域処理を受け入れる自治体には町民を代表して感謝する」と言われている。

県内でも放射性セシウムが検出された灰を最終処分場に埋め立てている。これも広域受け入れで県知事が指摘されている方法で処理すべきなのか、事務担当レベルの情報交換会で県に説明を求めたが、いまの段階では合理的、科学的な説明はない。

放射性物質から出る放射線を浴びることが問題であって、放射性物質の総量が増えたからといって放射線を多量に浴びることは直ちには直つながら

ない。安心対策への県の支援については確認していない。

問第2款総務費、財政調整基金積立金の補正額9億7616万6000円の内容と要因についてどうか。

答ふるさと三条応援寄附金3件の積み立て42万円と平成23年度予算に計上した7・29豪雨災害に伴う災害復旧事業の財源のうち、国庫負担金等の年度区分の都合上、平成24年度の歳入として取り扱う、いわゆる施越事業に係る国庫支出金及び市債相当額9億7574万6000円については、積み立てを行うものである。

このうち施越事業に係る国庫負担金等の歳入については、平成23年度からの繰り越し事業に充当されるものですが、予算の年度区分が異なることから直接事業に充当できない。

従つて会計処理上、繰り越しの財源は財政調整基金等の一般財源を充当し、直接充当できない繰り越し事業への充当相当額については、財政調整基金に積み立てを行うものである。

問試験焼却について、地元住民の同意を得る努力が必要なのではないか。

答誰が最終的に決断をし、手続きを進めるのかとなれば、法制度上、一般廃棄物に係る事務は市町村であり県ではない。こうした問題を総合的に捉え、なおかつ不安の払拭に努める。



インターネットで市議会の様子を配信しています

- ・6月定例会本会議の様子は、録画中継でご覧いただけます。なお、録画中継は正式な会議録の公開前に、本会議での議員や市長等の発言を動画で配信するものです。
- ・定例会、臨時会の本会議の様子は、生中継でご覧いただけます。
- ・このほかに、市ホームページで本会議および委員会等の会議録を閲覧できます。

全画面でご覧いただけます



三条市ホームページ
(<http://www.city.sanjo.niigata.jp/>)